

○福岡県警察職員公務災害救慰金の支給に関する訓令（概要）

（昭和44年福岡県警察本部訓令第12号）

この訓令は、警察職員が職務執行に際して災害を受けた場合における公務災害救慰金の支給について必要な事項を定めたものである。

主な内容として、

- 救慰金の支給
- 救慰金の申請
- 救慰金の決定

などの項目からなっている。